

第41回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成17年10月31日(月)午後3時～

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 諸般の報告

4 議 事

(報告事項)

- (1) 報告第53号 コミュニティ施策の取扱いについて(協定項目25-21)
- (2) 報告第33号 - 高齢者福祉事業の取扱いについて(協定項目25-12)
- (3) 報告第58号 一般職の職員の身分の取扱いについて(協定項目11)
- (4) 報告第49号 - 特別職の身分の取扱いについて(協定項目12)
- (5) 報告第59号 - 一部事務組合等の取扱いについて(協定項目15)
- (6) 報告第59号 - 一部事務組合等の取扱いについて(協定項目15)
- (7) 報告第57号 条例、規則等の取扱いについて
- (8) 報告第55号 平成17年度始良中央地区合併協議会決算報告について

5 その他

- (1) 絵画・作文コンクールの審査結果について
- (2) 開庁式について
- (3) 市民便利帳について
- (4) 霧島市誕生記念式典について

6 津田和隼人町長あいさつ(市長職務執行者)

7 閉 会

会 議 出 席 者

|          |         |
|----------|---------|
| 有村久行委員   | 湯前則子委員  |
| 福島英行委員   | 山口茂樹委員  |
| 前田終止委員   | 脇元 敬委員  |
| 吉村久則委員   | 榎木ヒサ工委員 |
| 津田和 操委員  | 上村哲也委員  |
| 小原健彦委員   | 新村 俊委員  |
| 西村新一郎委員  | 宮田揮彦委員  |
| 山下勝義委員   | 石田與一委員  |
| 福丸 一委員   | 徳永麗子委員  |
| 榎並 勉委員   | 永田龍二委員  |
| 徳田和昭委員   | 松山典男委員  |
| 樋渡 明委員   | 岩崎薩男委員  |
| 常盤信一委員   | 狩集玲子委員  |
| 今村日出子委員  | 砂田光則委員  |
| 黒木更生委員   | 松永 讓委員  |
| 尾崎東記代委員  | 原田統之介委員 |
| 桑原映人委員   | 児玉實光委員  |
| 稲垣克己委員   | 八木幸夫委員  |
| 川畑征治委員   | 林 麗子委員  |
| 小久保明和委員  |         |
| 諏訪順子委員   |         |
| 松枝洋一郎委員  |         |
| 秋峯イクヨ委員  |         |
| 今島 光委員   |         |
| 延時力蔵委員   |         |
| 道祖瀬戸謙二委員 |         |
| 東鶴芳一委員   |         |
| 原 京子委員   |         |
| 森山博文委員   |         |

会 議 欠 席 者

深町四雄委員

今吉耕夫委員

大庭 勝委員

「開 会 午後 3時00分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

皆様お疲れさまでございます。ただいまから第41回始良中央地区合併協議会を開会いたします。一同礼。本日は始良中央地区合併協議会規約に定めます定足数を満たしており、本日の会議が有効に成立していることをここにご報告させていただきます。まず初めに始良中央地区合併協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。委員の皆様方には本当にお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございました。本日は第41回目の始良中央地区合併協議会の開催ということになりますけれども、平成15年4月にこの協議会を設置いたしましてから2年7か月、本当にあっという間に時間が過ぎたような気がいたしているところでございます。いよいよ11月7日合併の日まであと7日を残すのみになっておりますけれども、職員一丸となりまして合併が順調に進みますように最後の最後まで気を引き締めて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。なお、本日は、報告事項の8項目につきまして報告、説明をさせていただきますが、これをもちまして当協議会に委ねられておりましたすべての協議項目を終了することになります。したがって、当協議会の会議につきましても本日でその最後になるものと考えているところでございます。先に職員の人事異動を行ったところでございますが、新市の発足に向けまして次長級以上と本庁の課長級を9月16日に、総合支所、消防局課長等及び一般の職員を10月6日にそれぞれ内示をいたしたところでございますが、昨日、一昨日、職員の方々におかれましては机の配置替え等を全職員で取りかかって進めて、その作業を進めておられたようでございます。今後事務引き継ぎ等を正確に行っていただきまして新市への移行がスムーズにいくようにそれぞれの職員にまた引き続き努力をお願いをしているというふうに考えているところでございます。なお、霧島市の新しい市長が選挙されるまでの間、職務執行者を置くこととなりますが、法令に基づき協議の結果、津田和隼人町長に決定をいたしておりますので、報告を申し上げます。後もってごあいさつをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。それでは、本日の会議につきましても皆様方のご協力をいただきまして円滑に進みますようお願い申し上げます、私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、合併協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いをいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、議長を務めさせていただきます。初めに会議次第第3の諸般の報告です。合併協議会の行事や事務局の動き等について事務局の方から説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議資料、会議次第の次のページ1ページから3ペー

ジにわたってその状況等について整理をしてございます。主なものについてご説明を申し上げます。前回の合併協議会が9月21日に開催されました。それ以降についての会議等について整理をしてございます。まず1ページの9月29日でございますが、第47回の幹事会を開催をいたしております。これにつきましては幹事会の協議決定事項のいわゆるAランク、本日ご報告を申し上げる案件でもございますが、コミュニティ施策の取扱い等について協議をいたしております。それから、同じく10月の6日が第48回の幹事会を開催いたしております。これにつきましても同じく幹事会の協議決定事項でございます、本日ご報告を申し上げます一般職の職員の身分の取扱い等についてを協議をいたしております。開けていただきまして2ページでございますが、2ページの方につきましても10月の13日に第49回の幹事会を開催いたしております。これにつきましても同じく協議会の方に報告申し上げるAランクの協議事項について、特別職の身分の取扱い等について外協議をいたしたところでございます。それから、10月の17日でございますけれども、決算の審査を行っております。本日また後ほど決算の見込みとしてのご報告を申し上げますことにいたしております。それから、10月の17日、同じ日に絵画・作文コンクールの審査を実施をいたしております。本日会場入口の所にその作品を展示をしているところでございます。この内容につきましても後ほどまたその他の所でご報告を申し上げます。それから、10月の20日でございますけれども、第50回の幹事会を開催いたしております。これにつきましても本日ご報告申し上げます案件等について幹事会で協議、決定をいたしております。それから、ただいま会長の方のあいさつの中にもございましたいわゆる開庁に向けた準備作業をこのところ進めておりまして、まず引っ越し業務が10月の22～23日、土曜日、日曜日、それから、次のページになりますけれども、昨日、一昨日になりますが、10月の29～30日、この両週にわたりましてそれぞれ各町から国分市のこの市役所の方にそれぞれ引っ越し作業を行いまして、昨日の段階で新市の組織機構に見合った配置を終わったところでございます。それから、10月の25日の所にも書いてございますけれども、いわゆる職員向けに新市で取り扱うべき事務事業、それから条例、規則等に基づきます制度等につきまして各市町に出向きましてその説明会を10月の25日から10月の27日にかけて行っております。それから、本日が第41回の合併協議会という形になりまして、合併調整の段階で協議会に報告すべき案件についての最後の協議会ということになりまして、調整項目として整理をされておりました件については本日すべてをご報告という形になります。それから、今後の予定といたしまして幾つか整理がしてございますので、お目通しを願いたいと思います。今後まだ11月の7日へ向けまして電算の統合作業のための細かな作業が最後まで続くという形になります。11月の7日7時30分から新市開庁式を予定をいたしているところでございまして、これにつきましても後ほどまたその当日のスケジュール等についてご説明をすることにいたしております。以上、現在における諸般の報告ということで代えさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございましたが、諸般の報告につきまして何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第第4の議事に入ります。報告事項の(1)、報告第53号、コミュニティ施策の取扱いについて(協定項目25-21)を議題といたします。本件につきましては総務専門部会から説明をお願いいたします。はい、総務専門部会長。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長(西重 正志)

それでは、報告第53号、コミュニティ施策の取扱いについて(協定項目25-21)について報告をいたします。コミュニティ施策の取扱いについて、平成16年6月10日、協議第68号で協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告いたします。平成17年10月31日提出、始良中央地区合併協議会会長名でございます。1ページをお開きください。まず、協議項目の第1、地区活性化補助制度でございます。協議、決定された調整方針は、地区公民館、公民会、自治公民館、集落運営補助は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において2年以内の制度の統一化に向け検討を行う。なお、運営補助金とは別に合併までに地域活動の活性化を図る(仮称)地区活性化補助制度を創設するとされておりました。具体的な調整結果としましては、地区活性化事業補助金を創設し、住民が互いに知恵を出し合い、創意工夫しながら地区の活性化に意欲的に取り組む自治組織を支援するといたしました。具体的に説明いたします。2ページの資料1をお開きください。この地区活性化事業補助金は、自治組織の第2階層である自治会の年間事業計画のうち対象となる事業にお示ししておりますように、地区活性化につながるものと判断される(ア)の地区の特性を生かす独自のユニークな事業から(オ)の防犯、防災、環境衛生のための事業までのソフト事業を実施する際、この制度を活用することができます。ただ制度運用にあたっては、市民からの税収を基に支出されるものであることから、対象事業の審査や実施回数等一定の条件を付するとともに、新市の補助金交付規則に基づき補助金交付申請から事業実績報告までの手続きが必要となります。補助金の額につきましては、資料中段の別表にお示ししておりますように、均等割と自治組織加入世帯数割との合算額を算出し、審査の上補助額を決定することになります。なお、制度施行日は平成18年4月1日としております。次に、協議項目の2、各種施設整備補助制度でございます。協議、決定された調整方針は、各種施設整備補助制度は国分市の例を参考に合併までに統一した制度を構築するとされておりました。具体的な調整結果としましては、地域振興補助金として次の各種事業補助を行うとして地区自治公民館等の集会施設等整備事業、地区スポーツ振興会施設等整備事業、簡易給水施設等整備事業、共同墓地環境整備事業の4事業を行うことといたしました。具体的に説明いたします。2ページの資料の2を見ていただきます。まず1点目の地区自治公民館等の集会施設等整備事業、2点目の地区スポーツ振興会施設等整備事業につきましては、地区自治公民館や自治会等の集会場や倉庫等の新築、増改築、集会施設の備品購入等あるいは運動場の新設、補修、スポーツ用品等の購入等に対し、お示ししている補助率限度額で自治公民館及び自治会に対し補助するものでございます。3点目の簡易給水施設等整備事業、4点目の共同墓地環境整備事業についてであります。簡易給水施設の新設、補修、維持管理あるいは共同墓地内の危険防止、安全対策、暴風や豪雨など自然災害による被害の復旧工事に対し一定の要件を付し、お示ししている補助率限度額で自治公民館及び自治会に対し

補助するものでございます。なお、制度施行日は平成18年4月1日とし、国分市、溝辺町及び牧園町において既に予算化されている平成17年度の事業執行については暫定施行することといたしております。次に、協議項目の3の地域まちづくり支援事業でございます。協議、決定された調整方針は、コミュニティ組織を活用したまちづくり事業は、新市に引き継ぎ、国分市及び霧島町の例を参考に合併までに統一した制度を構築するとされておりました。具体的な調整結果としましては、1、事業対象は地区自治公民館、いわゆる第1階層の組織とする。2、事業の実施を希望する地区は、事業導入前に地域まちづくり委員会を立ち上げ、市に事業実施要望書を提出し、市から事業実施地区の指定を受けるものとする。3、事業の内容は次のとおりとする。(1)、地域の現状分析、(2)、地域計画の策定、見直し、(3)、地域計画実現事業の実施、4、この事業の実施に係る具体的な市の支援は次のとおりとする。(1)、地域まちづくりサポーターチームの設置、(2)、地域計画の市の施策等への反映、(3)、資料3に基づく助成、5、この事業は平成17年11月7日から施行する。なお、国分市及び霧島町において既に予算化されていた平成17年度の事業の執行については経過措置を講じるといたしました。具体的に説明します。3ページの資料の3をお開きください。このまちづくり支援事業は、地域住民が主体となって地域の特色を生かし、独自のテーマや目標を設定したまちづくり計画を策定し、その計画実現に向けてお互いの知恵を出し合い、活力ある個性豊かな自立したまちづくりに意欲的に取り組む地域に対して支援していくことを目的としております。計画策定にあたっては、資料の1段目、2段目にお示ししておりますように、策定に係る費用の一部を補助するとともに、市職員は地域まちづくりサポーターチームを組織し、地域まちづくり計画の策定をサポートいたします。その後地域まちづくり計画を策定した地域に対しては、その計画の実現のために地域計画実現事業で地域の特性を生かしたソフト事業やハード事業に対し、資料にお示ししている範囲で補助するほか、まちづくり計画を関係各課等に周知し、対応可能なものについては次年度以降の予算や施策に反映させるといった支援も行っております。なお、この事業につきましては国分市及び霧島町では既に実施しているところでございます。他の5町の自治公民館についてはこれから早急に取り組んでいただけるよう、また、公平に地域活性化のための活動が展開できるよう、資料の下の欄にお示ししております地域まちづくり支援事業を推進するための経過措置を設けております。これはこれから計画策定をしていく自治公民館については、地域まちづくり計画を策定するための先進地視察に係るバス借り上げ、ガソリン代など研修に必要な経費の交付のほか、既に計画を策定している自治公民館についても経過措置期間内は総会で可決された年間事業の実施に必要な経費を交付することといたしております。なお、この事業は平成17年11月7日から施行いたしますが、経過措置については合併後約3年半後の平成21年3月で廃止するといたしております。以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま総務専門部会長の方から説明がございましたが、何かご意見・ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

昨年の6月10日提出の自治会・行政連絡機構取扱いにつきましては、調整項目の中で自治会の名称などの取扱いは、合併までに関係団体と協議を行い調整するということを決めておりました。前回の会議におきまして協定項目第24条でこのことが議題となりまして、その時いわゆるコミュニティ組織体系図が出たわけでございます。これは協定項目の第25です。24の協定項目を協議する中に25が出たということはおかしいなあとと思ってこの前の時意見を申し上げました。そして横川町の黒木さんの発言によってそんならコミュニティ組織と、コミュニティということ消して、自治会体系に、そちらの方に変えた方がいいんじゃないかというご発言があって、そのとおりになったと思います。そうして見ますと、次の協定項目、いわゆるコミュニティ関係のことは見ますと、6月10日提出のコミュニティ施策の取扱いについての体系でございますけれども、新市の旧地区ごとのコミュニティ組織体系図は次ページのとおりとするということで決めておりました、公民会ということでほとんど決まっているようにございます。したがって、本日提案された1番がないわけですね、1が、2、3、4があると思います。どうして1案がないのか。今、私が発言をしましたそういった経過を踏まえて疑問に思ったわけでございますが、その点について1番を今日の協定項目から外された理由についてお尋ねをいたします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

お答えします。前回の協議会では確かにコミュニティの組織体系図をお示しして、延時委員のご意見もありまして、これは撤回させていただいたものでございました。前回の協議会では自治会の名称だけ決めていただいたと、第1階層を地区自治公民館、第2階層を自治会ということで、それだけを承認していただいたということだと思っております。ですので、コミュニティ組織体系図についてはその時は撤回して、なかったことにしてほしいということで結論をいただいたと思っております。そのようなことで前回のコミュニティ組織体系図は次ページのとおりとするというのは前回撤回させてもらっておりましたので、それは今回の方には出していないということでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

そうしますと、コミュニティの組織体系図では自治公民会ということに理解してよろしいですか。そうなりますよね。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

お答えします。先ほど私が言いましたこの多分協議項目1の地区公民館(会)ということ指しているらっしゃるのではないかなと思うんですが、当時この協議、決定された調整方針の後に正式にこの地区自治公民館あるいは自治会というのが承認されたものであると思っております。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

もう1回言ってください。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

お答えします。本日先ほど読み上げました協議項目の1、地区活性化補助制度のこの協議、決定された調整方針は、6月10日に承認されております。今回、自治組織の名称が正式に決まったのは9月の21日の第40回の協議会でございます。ですので、ちょっとタイムラグがございますので、名称について

は若干そういう言い方が違ってきているものと思っております。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

この組織体系の在り方、いわゆる平成の合併でコミュニティ施策は大きな目玉だと思っております。そういった背景を考えるとですね、あとの2、3、4を議論する前に十分検討して、自分も先ほど言いましたけれども、やはり自治公民館の中に、くくった中に世帯数にしましても多い所で3,353世帯、少ない所で35世帯というふうになっていると思います。そういった世帯の方々がいわゆる地域と行政と協働して素晴らしい地域をつくっていったということに進めていかなければならない。当然そこにはアンバランスも出てくると思います。組織の中で、以前の資料の中を見ますと、組織体系の在り方は新市において随時地域自治会の導入等の是非も含め議論していくということも決定しているようございます。そういったことを含めた上で、先ほど申し上げましたように、3,353世帯、35世帯、これが同じ物差しで地域活性化ができるもんかどうか。いわゆる地域課題を解決するために協議をしていく場合にいろいろな障害も出てくる。そういったことを踏まえていわゆる自治、地域自治区、いわゆる各大字単位ぐらいにというのが国の考え方だろうと思いますが、法的根拠もありますけれども、これも検討していくんだということも決めております。そういったことを配慮した上でやはりこの組織については将来ともやはり検討していくことを一つ残しておくべきだと思います。最も適正な組織というものが自然と出来上がっていくんじゃないかなと思うことです。そこで90の自治公民館が決まったから、これでいくんですよというんじゃないしに、地域の方々が自分たちの自治公民館は大きいので、二つに割った方が活性化にできるなあ。あるいは、また、余りにも小さいから、隣の班と一緒にした方がいいなあということも生まれてくるんじゃないかなと思うんです。というのが、コミュニティという私はこの言葉に出会ったのが昭和46年です。45年から過疎対策事業が始まってきました。過疎、過密の時代になってきたとき、過疎にある農村、商店街、漁業の方々、道路を造るのに困難だ。あるいはそういったことだけじゃなくして、そこに住む人たちの心に寒い風が突き抜けていく。これが過疎なんだと。これをば温め合っていくと、温め合っていく組織、それがコミュニティだということば昭和46年に知りました。なるほどなあと考え、それが生かされていく今度の合併の大きな目玉だと思っております。そういった視点から考えると今アンバランスの多い組織の中では本当のコミュニティ組織あるいは活動というのが困難になってくることもあり得ると思います。したがって、一遍にくくるんじゃないしに、そういった変更もあり得るということば組織の中でやはりうたっておく必要が我々この協議会にはあるんじゃないかなと思うわけです。そういった面から見まして1番がカットされておりますので、これは将来に向かって大変だなあということで発言をしました。検討をしていただきたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

今、延時委員のおっしゃるご意見でございます。これは第25回の協議会の中で自治会・行政連絡機構の取扱いについての協議をしていただきましたけれども、自治会などの組織は現行のとおりとする。なお、規模、区域を含め見直しをする場合は、原則として地域の自主性に委ねるとすることも承認されておりますので、今回のこの報告は取りあえずこれで新市がスタートしますと。その後は、今おっしゃっ

たような問題もございますので、地域の自主性に委ねていきたいと考えております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

次に、簡易給水施設等とございますけれども、2番目の。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今の1点目はよろしいですね、前段の部分の。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

はい。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、そんなら2点目の、はい、どうぞ、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

簡易給水施設等の整備事業とありますが、簡易給水施設等とはどういったものを指すのか。お尋ねをいたします。

○始良中央地区合併協議会総務副分科会長（本田 広文）

お答えを申し上げます。簡易給水施設等とは、市が設置をしまして、管理委託を地域にお願いしている施設外ということになります。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

水道法との関係はどうなっておりますか。

○始良中央地区合併協議会総務副分科会長（本田 広文）

水道法では市が住民に対して給水をする義務があるわけですが、その区域において市が上水道を設置できないというような区域におきまして、市の設備を設置しまして簡易的な水道の施設を設置をいたしております。その所の給水施設等ということになります。また、施設の新設だけではなくて、維持管理についても補助をするということでございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

給水人口がその区域はどうなっておりますか。

○始良中央地区合併協議会総務副分科会長（本田 広文）

誠に申し訳ございません。その件につきましてはちょっと把握いたしておりませんので、申し訳ございません。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

簡易専用水道への動きというものはないのかどうか。もちろん101名以上の給水人口になると思います。それから、水道事業の中には、先ほど答弁もありましたが、「原則として市町村が経営するもの、ただし、市町村以外の者が給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り水道事業を営むことができるものとする。」というのが水道法にはうたっております。ということは、簡易水道等の認可を受けまして水道事業を行っている民間団体もこの区域にはあるわけなんです。そういった団体に対する助成等はこれに含まれるのかどうか。市が設定したということございました

ので、その辺はどうなんですか。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

申し訳ありません。ここでちょっと、結論というか、端的な答えが出ないようでございます。後ほどまた調査して報告したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

行政は均衡を失してはならないということがあろうと思います。市が設置したから後の補修あるいはその他の施設等については助成をしますよ。一般の民間人が市町長の認可を受けて水道事業を興して経営しているものについては補助金はだめですよということではちょっとおかしいと思いますので、その辺は十分検討の上説明をして、報告していただきたいと思います。議長、3番目、

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、今の部分については後でよろしい。はい、どうぞ、3番目、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

今出されている2番、3番、4番をひっくるめ、また、活性化事業補助金、それから各種施策等の整備事業、次にあります地域まちづくり支援事業、これをひっくるめて検討するときに、考えるときにですね、私が先ほども申し上げましたように、合併の大きな目玉だと思います。と同時に、それぞれの市民が、住んでいる地域の人たちが行政と共に助け合いながら協働していきまちづくりをつくっていくということが理想だと思います。私は、ちょうど今から6年間の間の経過の中で、私たちの溝辺町竹子地域という所は三つの自治公民館、三つの自治公民館の一部、そして三つの集落、いや、自治公民館に昭和58年発足の加入しなかった自治会、三つあります。そういった地域でございますが、その中で6年前から自分たちの地域は自分たちの力で活性化していこうじゃないかという話が生まれてきましたが、自治公民館長を主体とするいろいろな協議会があったわけでございますが、女性の方々の反発を食らって最終的には自治公民館長は辞めざるを得なくなりました、地域づくりの関係で。あるいは、また、別の組織についても男性は一遍やろうということで酒を飲み交わしましたけれども、その酒の座でまた元に戻ってもうやめたということになってきました。それを支えていったのは女性の方々でございます。竹子に地域を問わず、集落を問わないで、ちょっとしゃべろう会というものをば立ち上げていただきました。そこでタクアン、漬物を持ってきてもらって茶飲みをしていただき、女性だけで、その中からやはり地域おこしというものが、話が生まれてきました。6年間かかったわけでございますが、そういった経緯見ますと、今の溝辺町の竹子地域というものはそういった経過を踏まえて女性の力でもって地域おこしがなされていったということを考えるときに、女性の話し合い活動ということもやはり今申し上げました中に挿入していただきまして、それぞれ助言、指導、支援をしていただく。そういったシステムはできないのかどうか。女性の話し合い活動、お尋ねいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

では、ちょっと私の方からお答えを申し上げたいと思います。今このいわゆる地域のコミュニティということを行政とどのように進めていくかというこの位置付けにつきましては、今、延時委員さんの方

からもありましたとおり、いわゆる行政と地域との、いわゆる住民との協働というのが大きな一つの柱の中にもうたわれてきております。これは新市のまちづくり計画の中にも位置付けをされているものでございます。そういう中でじゃあ具体的にどのような制度として進めていくかということがございまして、その中の一つにこの地域まちづくり支援事業も位置付けをしているというふうに思っております。この地域まちづくり支援事業につきましては、いわゆるハード面の方の制度は別といたしまして、基本的にはいわゆる計画づくりから、そして、もちろんハード面もございますけれども、ソフト面の事業についてもその範囲の中に含めております。したがって、今言われるような話し合い活動であるとか、あるいは文化的な行事であるとか、それから特にこれから大事な視点になるであろう地域のそういうお年寄り、一人暮らしの方々と地域がどのような形でもう進めていくであろうとか、いわゆるそのような事業のものについてもこの地域まちづくり支援事業の中では範疇に入ってくるというふうに思っております。したがって、今後そのような計画づくりを今この行政の方からも、先ほどありましたが、まちづくりの行政からのサポーターチームも設置を進めながら地域と一緒にこの計画づくりを進めていくということになるかと思っておりますので、地域の自主性も尊重しながら、そして、また、行政の方からの状況等もお伝えしながら、地域と一体になっていわゆる住民との協働のまちづくり、地域づくりという形になるかと思っておりますので、その視点も十分に取り入れられる制度というふうに私どもは考えているところでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

男女共同参画社会を構築していくということも理解し、検討をしましたが、やはり同じ数の男女が集まったとしても女性ならではの意見というのは出てきません。ですから、ここはひとつ女性だけの話し合い活動というものをばうたってもらう。文字として出していただくことが励みになるし、女性の方々の発奮も出てくると思うんです。そういった視点から今申し上げましたようなことを言ったわけですが、含まれていると言えれば含まれているわけなんですけれども、改めてですねそういったことが新市の霧島市には素晴らしい市になってくるんじゃないかなと思うので発言をしているところです。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

もう少し具体性を持っていたしますと、このいわゆる地域単位でのこのまちづくり支援事業をどのような計画づくりをしていくかというその計画づくりの進め方という形になりますが、現在の国分市、それから霧島町が持っている制度を参考にこれから進めていくという形でいたしておりますが、現在の国分市の状況のこの地域まちづくり支援事業を見ますと、2年間でその計画づくりを終えるという形にいたしております。それから、この地域づくりのこの単位ごとに大体20名程度ぐらいの委員の方々をお願いをして、そして地域の現況の調査であり、それからその調査に基づいてその地域をどのようなふうにして活性化をしていくかというこの計画づくりをしていただくという形になっております。そうした場合にこの20名程度ぐらいのこの委員の方々の中にどのようなメンバーを構成をしていくかということが、今、延時委員の言われる大事な視点になってくるのではないかと思っております。いわゆる老若男女、いろんな分野の方々、そういう方々が参画をしていただいで広い視野でもってこの計画づく

りに努めていただくということで、あえて女性ということ表現するところまでは至って、わざわざうたっておりませんが、その中には当然に含めて考えるべきものというふうに考えておりますので、実施の段階でそのような視点を入れていったらどうだろうかというふうに現在の段階では思っております。したがって、女性ということをあえてこの中に私どもとしては今んところうたい込んでいないと、当然そういう方々も参画をしていただくと。そして、また、女性だけの活動をする機会もその中にうたい込んでいただければ、十分にそのものは盛り込めるというふうに考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

延時委員よろしいですか。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

先ほども、かみ合わん、意見がかみ合いませんけれども、私はですね、やはり女性の方々が本当に自分たちの地域をこの問題はこうですよ。子育てはこうですよ。地域はこうですよと、安心・安全な野菜はこうして作ろうじゃないか。これをどうして売ろうじゃないかというそういったことをですねするのは女性なんです。女性だけの話し合いの中で生まれてきます。目玉としてくださいよ。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、先ほどの問題はまた後で整理をしてもらうということで進めさせていただきます。ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、ほかにないようでございます。積み残しの分は後で報告していただくということで、本件につきましては報告のとおり取り扱うということでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございます。本件については報告のとおり取り扱うことにさせていただきます。それでは、議事の（２）、報告第33号 - 、高齢者福祉事業の取扱いについて（協定項目25 - 12）を議題といたします。本件につきましては保健福祉専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、部長。

○始良中央地区合併協議会保健福祉専門副部長（吉田 廣文）

報告第33号 - 、高齢者福祉事業の取扱いについて（協定項目25 - 12）についてご説明申し上げます。高齢者福祉事業の取扱いについて、平成15年12月25日、協議第29号、協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告します。平成17年10月31日提出、始良中央地区合併協議会会長名でございます。1ページをご覧ください。協議項目の1、敬老事業ですが、協議、決定された調整方針は、敬老事業については、新市の主催する敬老行事は行わない。また、新市で敬老記念品は支給しない。自治公民館が開催する敬老行事への助成については、福祉部門での助成は廃止する方針で総務専門部で調整し、合併までに調整するございました。具体的な調整結果は、地区自治公民館等が実施する高齢者支援事業については、先ほどの地区活性化補助制度等を活用するでございます。以上、報告を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま保健福祉専門部会から説明がございました。何かご意見・ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。次に、議事の(3)、報告第58号、一般職の職員の身分の取扱いについて(協定項目11)を議題といたします。本件につきましては総務専門部会の方から説明をお願いいたします。総務専門部会長。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

それでは、報告第58号、一般職の職員の身分の取扱いについて(協定項目11)について報告します。一般職の職員の身分の取扱いについて、平成16年3月11日、協議第48号で協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告するものでございます。平成17年10月31日提出、始良中央地区合併協議会会長名でございます。1ページをお開きください。協議項目は職員の職名、協議、決定された調整方針は、職員の職名は合併までに調整するとされておりました。具体的な調整結果は別添のとおりとし、2ページに一般職の職名を列記いたしております。2ページをお開きいただきたいと思います。まず、消防局を除く役付吏員、消防局を除く一般吏員と消防局役付吏員、消防局一般吏員など4種に分けてそれぞれお示ししております。これらの職名につきましては、各市町従来の職名を基に、新市は人口13万人の市であること。総合支所方式の行政組織であること。あるいは消防組合等一部事務組合が市長部局になったこと。行政改革の推進を図ること。危機管理の強化を図ることなどを勘案し、調整いたしましたものでございます。それぞれの職名についてはお目通しをお願いいたします。以上、報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま総務専門部会から説明がございましたが、何かご意見・ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。次に、議事の

(4)、報告第49号 - 、特別職の身分の取扱いについて(協定項目の12)を議題といたします。本件につきましては総務専門部会の方から説明をお願いいたします。総務専門部会長。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長(西重 正志)

報告第49号 - 、特別職の身分の取扱いについて(協定項目12)について報告いたします。特別職の身分の取扱いについて、平成15年10月23日、協議第15号で協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告するものでございます。平成17年10月31日提出、始良中央地区合併協議会会長名でございます。1ページをお開きください。まず、協議項目は、審議会、委員会等の設置、人数、任期であります。協議、決定された調整方針は、審議会、委員会等の附属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは原則として合併までに統合又は調整する。人数、任期及び報酬額は、現行の制度及び報酬額を基に合併までに調整するとなっております。附属機関につきましては、個別の法令に基づき設置されるもの、地方自治法第138条の4第3項に基づき条例で設置されるものがあります。これまで関係する分科会、専門部会において協議、決定された調整方針に基づき合併までに統合又は調整するものについてそれぞれ協議が終了いたしましたので、その結果をこのように取りまとめましたが、附属機関は各分野にわたっておりますので、総務専門部会から一括して説明させていただき、補足説明等については関係職員が説明いたします。それでは、具体的な調整結果を説明いたします。資料の1ページから4ページにかけ市長部局の附属機関、教育委員会関係の附属機関をそれぞれ整理し、名称、委員数、任期、設置目的別に33の附属機関をお示しいたしております。このうち報酬の額につきましては9月21日に開催されました第40回協議会で報告を終えているところであり、その額は、委員長が5,500円、委員が5,100円と決定しております。また、附属機関の委員の数については、霧島市附属機関等の設置に関する方針にある委員の数は原則15名以内を基本として調整いたしました。2ページにございます16番でございます。霧島市国民健康保険運営協議会では21人、4ページの27番、霧島市高齢者保健福祉計画等策定委員会では26人となっております。これらについてその経過と理由を説明いたします。まず、霧島市国民健康保険運営協議会、略して申しますけれども、国保運営協議会では、法令の定めにより被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員からなり、その数はそれぞれ同数とするとされており、現在1市6町についてもこのような構成で運営がされているところでございます。このような中、国保税につきましては、その調整方針の中で、国民健康保険税の取扱いについては、合併後の平成18年度課税分までは1市6町の例によりその取扱いを継承することとし、平成19年度課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は資産割課税を廃止した3方式も含め検討するとなっております。したがって、合併後において国保税の不均一課税から均一課税へ移行することになりますが、これまでの各市町の国保事業の運営と財政事情も十分勘案した上で新市の制度を確立する必要があることから、委員の構成につきましては、平成15年12月に決定されている調整方針を踏まえ、法令の定めによる被保険者及び公益を代表する委員については各市町の区域からそれぞれ1名を、保険医又は保険薬剤師の代表については新市の区域から7名を選任することとして合計21人で構成することにいたしました。ただし、協議の中で国保運営協議会の定数については2

年以内に霧島市附属機関等の設置に関する方針に基づき見直しを行うことの申し合わせがなされているところであります。次に、4ページの27番、霧島市高齢者保健福祉計画等策定委員会であります。定数を26人といたしておりますが、これにつきましてもその説明をいたします。この策定委員会は、平成26年度までの高齢者福祉、介護保険事業等の事業量の見込みや平成18年度から3か年の介護保険料及び施設や事業所の整備、設置等について、それぞれの計画との整合性を図りながら、設置目的に記載されている計画を策定することになります。計画策定にあたりましては、1市6町の現行の計画を勘案しながら、幅広い分野、立場から意見を求めるために旧市町から民生委員代表、施設代表、住民代表等で3人ずつの21名、それに広域枠を5人として計26人と調整したものでございます。なお、委員の任期は計画策定が終了する平成18年3月31日までとしております。また、この策定委員会につきましては、平成18年度以降において(仮称)高齢者保健福祉に関する審議会へ名称や組織を再編することとし、定数についても15人以内とすることとして調整したものであります。なお、他の附属機関につきましては、委員の任期については、一部を除き、大部分が2年間とし、設置目的についてもそれぞれその概要を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。また、新市において合併と同時に新規に設置される地域審議会等の附属機関及び合併後において設置される附属機関については別途に協議される事項でありますので、この案件からは除外しております。以上、報告を終わります。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

それでは、ただいま総務専門部会の方から説明がございました。このことにつきまして何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。特にないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。引き続きまして議事の(5)、報告第59号 - 、一部事務組合等の取扱いについて(協定項目15)を議題といたします。本件につきましては消防専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、専門部会長。

○始良中央地区合併協議会消防専門部会長(南田 吉文)

報告第59号 - 、一部事務組合等の取扱いについて(協定項目15)でございます。一部事務組合等の取扱いについて、平成16年5月27日、協議第60号で協議、決定されました調整方針に基づき別紙のとおり調整しましたので、報告をいたします。平成17年10月31日提出、合併協議会長名でございます。裏面をお願いいたします。協議項目でございますが、始良郡西部消防組合並びに大口市外4町消防組合に関する取扱いでございます。調整方針でございますが、溝辺町さん、横川町さんそれぞれの一部事務組合から脱退する。調整方針はなお書きでございます。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整するでありました。調整結果でございます。財産及び職員の取扱いについて、当該組合及び構成団体の協議により次のとおり決定されました。なお、当該各議会におきましてもそれぞれ可決されております。まず、始良郡西部消防組合に関してでございますけれども、一つ目、溝辺町に帰属せしめる財産は次のとおりでございます。所在地等は溝辺町麓1616番地の39号でございます。まず土地、地目宅地、面積3,718.58㎡、建物、鉄筋コンクリート造平屋建て295.52

m<sup>2</sup>、車両、水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車、小型ポンプ付積載自動車各1台でございます。二つ目でございます。溝辺町は地方債償還金の負担金が財政調整基金の帰属分より上回ったことから清算金3,733万8千円を支払うものであります。三つ目です。消防職員の転出につきましては溝辺町へ14人を一般職員として引き継ぐものであります。次に、大口市外4町消防組合に関して、一つ目、横川町に帰属せしめる財産は次のとおりであります。所在地等は横川町上ノ3414番地の1でございます。まず土地、地目宅地、面積であります。2,258m<sup>2</sup>、建物、鉄筋コンクリート造平屋建て233m<sup>2</sup>、車両等、水槽付消防ポンプ自動車及び備品等でございます。二つ目でございます。地方債、退職手当準備基金、財政調整基金、備品等の処分について協議を行った結果、横川町は清算金として932万599円を支払うものとする。三つ目、消防職員の転出等については横川町へ9人を一般職員として引き継ぐものとするでございます。以上、ご報告申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま消防専門部会の方から説明がございましたが、何かご意見・ご質問等があったらどうかよろしくお願ひ申し上げます。特にないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。次に、議事の（6）、報告第59号 - 、一部事務組合等の取扱いについて（協定項目15）を議題といたします。本件につきましては生活環境専門部会の方から説明をお願いいたします。生活環境専門部会。

○始良中央地区合併協議会生活環境専門副会長（前田 理）

報告第59号 - 、一部事務組合等の取扱いについて（協定項目15）、一部事務組合等の取扱いについて、平成16年5月27日、協議第60号で協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告する。本日付の始良中央地区合併協議会会長名でございます。裏面をお開きください。1番目に始良郡西部衛生処理組合、始良郡西部衛生処理組合の構成団体である溝辺町については、合併の日の前日に当該組合から脱退する。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。ただし、し尿処理については、新市において合併の日に旧溝辺町の区域を当該組合で処理することとし、その処理方法については、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。これは溝辺町さんのゴミ、火葬、し尿処理について当該組合に加入していましたが、ゴミ、火葬は新市の方で処理するので、脱退するということであり、し尿については再度霧島市において当該組合に加入することとした調整方針であります。当該組合及び、具体的な調整結果といたしまして当該組合及び構成団体の協議により次のとおり決定された。1、溝辺町に帰属する財産は、1、土地、施設、財政調整基金積立金、地方債、その他、以上を相殺し、7,315万9千円とする。2番目に職員の取扱いについては現行のとおりとする。職員の派遣はございません。3番目に、し尿の事務処理方法については事務委託方式とする。4番目に委託料は、均等割20%、実績割80%とする。なお、平成17年11月7日より平成18年3月31日までの期間は2,947万8千円とする。2番目に伊佐北始良環境管理組合並びに伊佐北始良火葬場管理組合について調整方針は、伊佐北始良環境管理組合、伊佐北始良火葬場管理組合の構成団体である牧園町、横川町については、合併の日の前日に関係の一部組合から脱退し、新市におい

て合併の日に関係組合に加入し、旧牧園町及び横川町の区域を当該組合で処理する。なお、処理方法等については、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。これは具体的に申しますと、横川町、牧園町さんのゴミ、火葬についてでございますが、これは一部事務組合から脱退しますけれども、新市においてまた再度加入するという調整方針です。具体的な調整結果といたしまして当該組合及び構成団体の協議により次のとおり決定されました。1番目に合併の日に霧島市としてそれぞれの管理組合に加入し、現行のとおり処理する。2番目にそれぞれの管理組合の負担金については現行のとおりとする。以上、ご報告申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいまこの件につきまして生活環境専門部会から説明がございましたが、何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。次に、議事の(7)、報告第57号、条例、規則等の取扱いについてを議題といたします。本件につきましては総務専門部会の方から説明をお願いいたします。総務専門部会長。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

報告第57号、条例、規則等の取扱いについて（協定項目13）について報告いたします。条例、規則等の取扱いについて次のとおり調整したので、報告する。1、条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、承認された各種事務事業の調整内容に基づき次の区分により整備する。（1）、合併時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させる必要があるもの、条例 297本、規則 230本、（2）、合併後一定の地域に引き続き暫定的に施行させる必要があるもの、条例26本、規則31本、平成17年10月31日提出、始良中央地区合併協議会会長名でございます。1ページからの資料をお開きください。この件につきましては、第23回協議会において条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、承認された各種事務事業の調整内容に基づき次の区分により調整、整備するとして、1点目、合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの、2点目、合併後一定の地域に引き続き暫定的に施行させる必要があるもの、3、合併後逐次制定し、施行させるものの三つの類型に分けて整備することが承認されておりました。その後各分科会、専門部会においてそれぞれ検討を重ね、そのうち先ほど申しました（1）の即時制定、施行と（2）の一定地域の暫定的な施行についてまとめましたので、報告するものでございます。内容的には、（1）の合併時に即時制定、施行については、霧島市役所の事務所の位置を定める条例や霧島市の執務時間を定める規則等条例 297本、規則 230本、また、（2）の一定地域の暫定的な施行については、国分市社会福祉法人の助成の手続きに関する条例や国分市社会福祉法人の助成の手続きに関する条例施行規則等条例26本、規則31本、合計 584本を合併時に公布することになります。なお、名称等詳細については1ページから13ページに添付しております一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、ただいま総務専門部会の方から説明がございました条例、規則等の取扱いについて何かご意見・ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うこといたします。次に、議事の(8)報告第55号、平成17年度始良中央地区合併協議会の決算報告についてを議題といたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長(間手原 修)

報告第55号、平成17年度始良中央地区合併協議会決算報告について、平成17年度始良中央地区合併協議会決算見込みを調整したので、決算見込審査意見書を添えて協議会財務規程第9条に基づいて報告をするものでございます。会長名でございます。協議会規約の中で協議会解散の場合の措置として、協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算するというふうに定めております。本協議会につきましては11月6日で解散することになります。同日をもって正式な決算を調整することになりますけれども、本日が最終の協議会開催になりますので、決算見込みを調整し、報告をするものでございます。4ページをお開きください。4ページにつきましては歳入でございます。それぞれ負担金、諸収入、繰越金の款がございます。歳入合計、予算現額合計8,199万8千円に対しまして収入済額8,199万8,166円になっております。次に、6ページでございます。歳出でございます。会議費、事務局費、事業費、予備費、歳出合計、予算現額8,199万8千円に対しまして支出済額合計6,756万8,128円となっております。不用額1,442万9,872円でございます。主に事業費の所の入札残でございます。歳入歳出差引残額1,443万38円になります。平成17年11月6日、会長でございます。残額につきましては、11月6日付で正式に調整をし、その額を新市に引き継ぐことになります。以降事項別明細書と決算内訳書を添付いたしておりますので、18ページまでをお目通しをいただければと思います。19ページに移ります。10月の17日に決算見込審査を受けております。審査の意見書を添付いたしております。お目通しをお願いします。監査委員につきましては協議会の規約で2名を置くというふうになっております。牧園町の監査委員が都合により欠席をされましたので、溝辺町の監査委員さんが代表して監査をしていただいております。実例として一人での監査も可とするという事例がございましたので、一人の監査になっております。監査委員、大人監査委員の意見書を添付して決算の報告を終わりたいと思います。以上で終わります。

○始良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

はい、ただいま事務局の方から説明がございましたが、何かご意見・ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、本件は報告のとおり扱うことにいたします。以上で報告事項につきましては終わらせていただきます。ここでしばらく、10分程度休憩をさせていただきます。おおむね再開は35分。

「休憩 ―― 午後― 4時23分」

「再開 午後 4時36分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

再開をいたします。先ほど延時委員の方からご質問があった件につきまして総務専門部会長の方から説明をお願いいたします。はい、総務専門部会長。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

それでは、先ほどの延時委員の意見についてお答えいたします。市民に安心・安全な水を供給することは、公共、民間を問わず、あるいは規模を問わず、大変重要なことでございます。この件につきましては補助金の在り方も含め合併後十分に調整させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。（「了解しました。」と言う声あり）、はい、それでは、その会議次第5のその他に入ります。ここで津田和委員の方から発言の申し出がなされておりますので、委員に発言を許可をいたします。はい、津田和委員。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

皆様方にご報告を申し上げたいと思いますが、せんだって新聞等で見させていただいたと思うんですが、実は私の隼人町におきましてテクノポリス事業の一環として西武建設がガーデンシティを取得をいたして未着工でございました。これが十何年続いておりましたが、なかなかけりがつかずに、3年ぐらい前、私は所沢まで行って買い戻しを要求をいたしました、その時には向こうが応じてくれませんでした。そしてもうしかるべきこの合併も目の前に迫ったけど、もうどうしてもこの問題は簡単にけりがつかないというふうに半分あきらめておりましたが、向こうの方にもその間いろいろ、社長が交代されたりいろいろあったわけですが、今回どうしても、契約が隼人町長と西武木材で、その証人として鹿児島県が付いていたわけです。どうしても合併前にもう何とかけりをつけたいという要望がございまして、もうあと1か月もないのにそういうことはできませんということで私は一旦お断りをいたしましたけど、向こうとしても今度隼人町がなくなれば相手がいなくなるし、もうどうしても何とかしていただきたいということでございました。そういうことでいろいろこの件につきましては、うちの開発公社で取得をいたしました、開発公社の審議会にもお諮りをしまして了解をいただきました。そして議会にも、ご承知のとおり、特別委員会をつくって十何回という特別委員会も開いていただき、そして議員の特別委員の方々も直接所沢まで行って社長やら役員の方々ともお会いして交渉していただいた経緯もございましたので、議会の全員協議会を開いていただきまして隼人町議会の方々にも報告をいたしております。結果は新聞で見させていただいたと思うんですが、47ha、47町歩を1億円で買い取りました。そういうことで去る18日西武建設と契約をいたしておりますので、一応合併協議会の皆さんには、合併が目の前に迫ってから大きなものをこういうふうにやりましたので、ひとつ報告をいたしまして、今後霧島市

の開発公社としてこの問題には取り組んでいただかなければいけないというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いをいたします。終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ただいま報告をいただきました。大変ご苦労さまでございました。それでは、早急会議次第5のその他に入ります。一つ目でございますが、まず、絵画・作文コンクールの審査結果について事務局の方から説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。霧島市誕生記念絵画・作文コンクールにつきまして、霧島市誕生記念の事前事業といたしまして霧島市の未来への夢や希望などを表現した絵画・作文コンクールを8月から9月にかけて実施いたしました。出展数は、絵画が1,217点、作文が433点、合計1,650点の出展がございました。その中で審査をしていただきましたが、結果としてここに一覧表で整理をさせていただいております。絵画の部で最優秀賞として青木君です。学校名が国分小学校6年生でございます。タイトルは「羽ばたけ霧島市」でございました。作文の部につきましては、最優秀賞、海老原君、国分南中学校の2年生でございます。タイトルが「みんなで築こう霧島市」でございました。以上で報告を終わりますが、表彰につきましては、本日の協議会への報告をもちまして、明日学校長からの伝達をお願いしているところでございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、ただいま事務局の方から報告、説明がございましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ないようでございますので、本件はこれで終わります。次に、(2)の開庁式についてを議題といたします。事務局の方から説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

開庁式について説明をいたします。前回の協議会の中で案の形でお示しをしました。この同じ流れで開庁式をするということで今日は報告をさせていただくものでございます。各総合支所につきましては午前7時50分からそれぞれ総合支所の職員で行うということを決めさせていただいております。本庁につきましては午前7時30分からこの式次第によりまして進めさせていただくということでございます。いずれも執務時間の8時15分までに式を終わる計画で設定させていただいております。協議会委員の皆さん方の出席をお願いするものでございます。内容につきましてはお目通しをしていただきたいと思います。11月7日につきましては、開庁式を7時30分から、それから8時15分から指定金融機関の開所式も行いたいということで計画をいたしておりますので、それまでの協議会委員の方々の参加をお願いできればと思います。その後暫定の選挙管理委員会であるとか、教育委員会であるとか、農業委員会等がございます。あと現首長さんから職務執行者への引き継ぎ等を当日計画いたしておるところでございます。開庁式につきましては以上で報告を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま開庁式につきまして説明がございましたが、何かご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、この開庁式につきましては説明のとおり進めることといたします。次に、（３）の市民便利帳についての事務局からの説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

市民便利帳につきましては5万部を作成し、既に牧園町、横川町、国分市、霧島町の方は各世帯への配布をされております。本日をもちまして、溝辺町と隼人町、福山町が本日各世帯への配布をされるという予定になっております。各世帯とは別に、学校、図書館、公共施設、大手のデパート、そういった所に配布をさせていただきました。なお、内容につきましては省略いたしますけれども、記載で一部訂正等がありました。正誤表で対応したいということを考えております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま市民便利帳について説明がございましたが、これについて何かご意見・ご質問ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、本件はこれで終わります。次に、（４）、霧島市の誕生記念式典について事務局の説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

霧島市誕生記念式典につきましては、11月7日の開庁式とは別に新市がスタートをしましてから記念式典を開催する予定でございます。明けまして2月の12日の日曜日に国分市民会館で開催する計画を持っております。内容等につきましては、新市において協議、決定していくということでございます。本日は開催日を2月の12日に一応予定しておることを報告させていただきます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

霧島市の誕生記念式典について現在の考え方について事務局の方から説明がございましたが、皆さん方の方から何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、本件については終わらせていただきます。その他で委員の皆さんの方から何かございませんでしょうか。稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

これまでスムーズに最後のですね合併協議会が開催されてきたわけですがけれども、1点だけですな事情をお尋ねしておきたいことがあります。それは10月22日に南日本新聞で紹介されました霧島町のですね収入役の方の一般職への復帰という問題です。私こういう、議員10年半させていただきましたけれども、初めて聞きまして、どういう経過でこういうことがあったのかな。私どものこの霧島市というのは、合併協議会が設置されてから、国、県、市町村のその財政事情とも絡んでですね新しいまちを建設

しなければ各地方自治体は今後やっていけないんだということですね、どうやって経費を削っていくのかということであるご苦労されたりですね、職員も1,200人いる職員を960名という、5名退職したら3名採用しますという方針を示していただいているわけですね。これが決定されてるわけですが、そういったまちづくりの大きな方針と、この三役の一角であるですね方をこういうふうにして、どういう能力持っていらっしゃるのか私よく存じませんが、もうこういった形で採用するということはどういうことなんだろう。正直疑いました。私も個人的な考えではちょっとよくないので、先日隼人町の閉庁式がありましたので、その折に先輩議員の方々、元議長、前議長含めてですねご意見を伺ってみました。どうも腑に落ちない。一体どういうことなんだろうということですね皆さんおっしゃってられました。ですから、この問題を合併協議会の問題としてですね私取り上げて、その経緯をですねお尋ねしておく必要に迫られて今日こうして関係の方にお尋ねをするわけですが、収入役という役は特別職でありまして、一般職を退職してですねなれるわけですね。首長が議会に諮って、議会の同意を得て任命されるわけです。ですから、例えば、首長が次の選挙で仮に落選されて、その方が再任されないとなると、その方はそれでもう職はなくなるわけですね。そういう覚悟で特別職には多分おなりになったというふうに思うんですね。ですから、特別に特例をこういうふうにして設けていいものなのかどうかですね。そこあたりは私どものこのレベルで分からないわけですが、どうい話し合いがされたのかですね。そこらをお尋ねしたいというふうに思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

職員の任用等につきましては任命権者の権限に属していると思いますので、この件については霧島町の吉村町長さんにお考えをご説明いただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会委員（吉村 久則）

ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。私も今、先ほど始まる前に市長は気を引き締めて最後までやっているということをおっしゃいました。私も同感でこのようにやっておるわけであり。少し時間をいただきたいと思いますが、私ども町長は常にですね緊急な変化にでも対応しなけりゃならない問題がございます。町を守り、そして前進をさせ、日常の生活環境の向上を図らなければならない責任を負っておるわけであり。重要な役目をしておるわけであり。私も市町村合併というのに立ち会ったのは初めてでございますので、ですから、今回ほど合併という問題、これは行政やですね町民にたくさん問題提起と緊急な課題を与えたことはなかったわけであり。私たちの町もすべてにおいて対応する必要に迫られてまいりました。特に施設の確保とかですね、物の移動とか、予算の確保はできますが、急いでできないのが人材育成でございます。そういうことで、今お話にありました松元君を私が任用したということは、彼はまだ53歳でございます。とても若い、今一番の油の乗り切った人生ではないかなあというふうに思っております。そういう人材でもありますので、このたび、私は今までもまちづくりは人材育成だということでこの10年間やってまいりました。だから、人材育成には相当な投資もいたしております。そういうことで、中でもですね人間社会でございますからリーダーを育てるといのが一番の重要な仕事でもありますし、そして、また、その確保するのが私どもの務め

ではないかというふうに思っております。私は特にその役目をですね重要視しているわけでありまして、自分たちの町がですね未来へ向こうとする時少し不安がないわけでもないんです。不安もございます。大きな変化の時でございますから、何としてもその不安を解消しなけりゃならない。それが私の一つの役目でございます。ですから、その策として、一番私がかねて人材育成をやった中でやはりリーダーの確保が一番大事だというふうに私は思っております。その人材の掘り起こしもですねやりながら、このたびはですね町の将来と新市の発展も期しながら、そのリーダー性を発揮してくれる人材を求めたいと思った次第であります。その中でも是非ですね、やはり今まで、彼は34年ぐらい勤めておりますが、今、国分市の例を見ましてもですね課長になるには55歳になってからという話も聞きました。部長になるには55歳を超えてなるんです。短大を終えてもですね30年かかるんですよ、人材を育成するとすれば。私にも大学生も頼まれたらいいじゃないかという話も聞きました。でも、今、大学生を頼んでみたって1年や5年で育てていける自信はないんです。ですから、これまで私は私の町でも職員の中でも一番松元君に対しては信頼も置いておりますし、彼がこれからも活躍してくれることは私の町にとってはですねとても大事なことです。これが必要なですよ。そこで私が自分なりの判断をいたしました。今あなたがおっしゃることはよく分かります。よく分かりますが、私の町の事情でありますから、私が6日までは責任を負っておりますので、その責任においてですね自分の町をどうしたら将来よくしていけるだろうかということを考えて人材の掘り起こしをやったわけです。そのことが一番の原因でありますし、彼に言っているのも、私は彼の今までやってきたものがみんなから認められて、そして重要な仕事をこれまでもたびたびやっていただいた。その知識と徳と経験をですね私はこれから若い人に彼にやはり相談に乗ってもらったりしながら育成してほしいということを言っております。だから、人材の育成を図ることが私の町の将来を決するんです。また、この新市においてもですね私は人材の育成というのが一番大事ではないかなと思います。人間社会ですから、ほかにはいないわけですからね。リーダーが一番大事なんですよ。災害があっても、緊急な時であってもですねやはりリーダーがその役目を買ってくれるんですよ。そういうリーダーを私は常に求め続けてきました。ですから、彼にお願いをして是非今度は、君も辞めるんだけど、しかし、まだ若いんだと。今まで君が培ってきたその力と、そして、また、彼の人間性をですね発揮してもらって是非自分の町の若い人たちを育ててほしいということをお願いして彼に帰ってきてくれるようお願いをいたしました。そのことが私は彼を採用したものであります。そして、また、法令にしても、法律にしてもですね、条例にしてもよく考えてみました。条例違反をしない。法律違反をせずに彼にどうして活躍してもらえるか。そういうことを願ってですね私は彼に篤とお願いをしました、説得をしたんです。ようやく彼がその説得に応じてくれました。私は涙が出ましたよ。彼に一番頼ることが私が去ることからして一番大事なことだと今でも思っています。ですから、彼を採用したんです。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

今日それこそ小泉改造内閣がですねスタートしまして新しいこの時代の要請に応えようということで、どういう方が大臣にそのなられたか私分かりませんが、確かに今おっしゃるように、50歳超えて油が乗り切りね、そういう考え方もある面あるかも知りません。しかし、今の時代ですねこの激しい競争を勝ち抜いてですね若い世代は公務員目指してきていらっしやいます。ですから、20代、30代でもですね素晴らしい能力を持った方がたくさんいらっしやいます。この新しい霧島市のその発展をですね、まちづくりを考える上で、これ失礼ですけども、先輩に対してですね、何もその霧島の方が自分の所を考えなければ、それ以外はだれも考えてくれないかということ、そうじゃないですね。1市6町、ここを本庁として、ここに籍を置く者は皆すべてのですね1市6町に対して目配りをし、気配りをしていくわけですから、おっしゃるように、ここにいる者がここにしか責任を負えないんだという発想は私はないと思うんです。ここにいる、本庁にいる人はすべての地域に対してですね目配り、気配りをしているわけです。ですから、おっしゃるような考え方もあるかも知りませんが、今後は私はそれは通らないというふうに考えます。ですから、小泉首相も新しい時代の要請に応えようとして新しい人材を発掘して女性も登用し、女性もたくさん当選させました。ですから、そういったリーダー、そういった目がですね今後必要になってくるわけです。ですから、確かに今まではそうだったかもしれない。でも、こうやって三役みんなですねどのまちも、1市6町みんな三役退職するわけですよ。なぜ特例をつくらなければならなかったのか。みんなに相談されたのか。そこらをですね私はお尋ねしたいんです。○始良中央地区合併協議会委員（吉村 久則）

私の周りからはですね、いいですか。周りからは松元君をやはりですねどう活用していくんだという意見はたくさんございました。たくさんあったんです。今、霧島市が、まだ生まれておりませんが、7日からは生まれるわけでありまして。一番不安な時代を我々も過ごしていかなきゃならんわけですよ。これから7～8年、10年が一番不安な大事な時期だと思いますよ。その不安な時期をですねできるだけ私は町民に対して和らげる必要があると思っています。あなたがおっしゃるようにですね考えていけば、今、国でも、県でも、市町村でもですよ民間やほかからの人材を登用しているじゃないですか。今までもあったんですよ。私の町でもありますよ。ほかからの人材をですね入れていますよ、歴代の町長さんが。だから、私はその時代時代、その時その時の事情をですね考えて人材は掘り起こすべきだと思っていますよ。今やらなければ、だれがやってくれるんですか。ほかから連れてきて、私どもの霧島町民がですよ満足いくようなことをだれがやってくれますか。あなたは外だからそういうことを言われるんでしょう。私は霧島町の町民ですから、だから、あなたと私の考え方はそれはもう違いますよ。だから、私は自分の考えで、相談もしていますよ。だれに相談したと言うわけにはいきませんがね、相談もしていますよ。どうでしょうか。ですから、彼の活躍、これからのですね彼の行動を見とってくださいよ。是非役に立つ男ですから、また、立たせていきたいと私は思っています、それでなければ私の町も発展しませんから。人が生活して、人が考えて、人が行動して自分たちの生活を、町を、環境づくりを、住みやすい環境づくりをどうしていくかというのは人間が考えることじゃないですか。だから、自分の町の人間に一番最初に頼るのは私はみんな同じだと思いますよ。緊急な課題でありましたからねえ。で

すから、判断をしたんです。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今も吉村委員の方からお話でしたが、皆さんよろしゅうございますか。はい、山口委員。

○始良中央地区合併協議会委員（山口 茂喜）

今、町長ですね思いは大体伝わったんですが、その収入役の方もですね若くて生活があるということも根底にあるんじゃないかなと思いますけど、客観的に見ればですね、ほかの1市6町でほかの町も、市もですね三役で、収入役、助役、教育長含めてですね57、58の方もいましたから、私は会長にちょっとお伺いしたいんですが、会長が、この件がもう合併したら失職するというのは分かっていますから、それも分かった上で任命したということで、霧島の町長さんの問題なんですけど、これはもう町長の裁量でいいんですが、合併協議会としてみんな1市6町手をつないでですね対等合併でここまで歩いてきました。それに対してですね首長会議何回も持っていますので、内示があってですね、11月7日の人事、先ほど部長、課長クラス、それがあった後にですね今度20日付でですねこういうのが突如として新聞に発表されたということなんですけど、これはどうなんですか。会長としてこのことをいつご存じであって、後どういうふうに考えているんですかね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

先ほど、これは任命権者の問題でありますし、法律上も何ら支障はないと、今、霧島の町長さんが任命権者としての思いを十分に語られたと思っております。私はそのことで十分ではないかと思っております。なお、このことにつきましては、首長の皆さん方にはそのことについてお話があり、皆さん了解をされているというふうに私は。

○始良中央地区合併協議会委員（山口 茂喜）

それはいつの首長会議ですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

首長会です。首長の皆さんにです。

○始良中央地区合併協議会委員（山口 茂喜）

いや、いつあったんですか、それは。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

首長の皆さんに新聞報道等であった話の中で、私もその話を後に受けておりますので、それはもう任命権者のされることで支障はないんじゃないですかと申し上げております。同じように他の首長さんたちもそういうお話をされた。

○始良中央地区合併協議会委員（山口 茂喜）

事前には全然、その発表の前には。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

これは別のことから、これは任命権者の問題ですから。

○始良中央地区合併協議会委員（山口 茂喜）

任命権者、協議会として、会長としては全然。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それは、今おっしゃったように、ご苦労されているお話は何ったことありますけれども、任命権者のこれは問題で、我々と全然関係のない問題だというふうに最初から認識をいたしておりますので、この問題については任命権者の独自の判断で法律に照らし、しかも年齢もお若いし、まだまだ活用の道があるとお話がございましたような視点で判断されたのではないかというふうに思っております。

○始良中央地区合併協議会委員（山口 茂喜）

それでは、全然事前に相談とか首長会でなかったということですね。もう任命権者の裁量でやったということですね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

大体そもそも相談すべきことではないんじゃないでしょうか、先ほど申し上げますように。

○始良中央地区合併協議会委員（山口 茂喜）

はい、分かりました。今の件と関連してですねちょっともう1点よろしいですか。いいですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、何か。

○始良中央地区合併協議会委員（山口 茂喜）

もうこれはこれで切り離して別段今関係の質問をした方がいいですかね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

この問題についてはもう吉村委員の方からお話ございました。皆さんで。

○始良中央地区合併協議会委員（山口 茂喜）

なら、その関連ですから、そっちが終わってからじゃあ質問します。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、これはもう報告を求められた話でございまして、今、吉村委員の方からお話のあったとおりで皆さんもご理解いただいたということでよろしゅうございますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

はい、よろしゅうございます。ほかに、はい。山口委員。

○始良中央地区合併協議会委員（山口 茂喜）

あと1点ちょっと、最後になって、2年7か月ですねずっとやってきたんですが、ちょっと1点ですね人事の関係でお伺いしたいんですが、この合併はですね対等合併ということで今まで進んできてですねみたんですが、人事が内示があってですね協議会だよりもそれぞれ部長・課長クラスですねポストの内示がありました。その中を見てですね部長級についても、12部局あってですね、その中で、私のこれは意見ですけど、個人的な、住民の方も皆さんですねそのような意見が多くて、最低でもですね各町に一人部長級がですねポストに就くのかなあというふうに期待をしていたんですけど、結果、開けてみればですね国分と隼人と、牧園が一人ということになったんですが、この辺について会長はどういうふう

に考えているんですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

そんなら私の方で答えます。この問題についてはですね、まず総務課長会議の中で現在の人事の配置の状況、全体の中での役職の割合、ポストに登用の状況、こういったものを総合的にまず検討がなされまして、どういった割合でその各市町村の割り当てをすべきかということの1段階目の議論がなされております。それを首長会に全部諮られまして、首長の中でこのことを了解、喧喧諤諤の議論もありました。皆さんが今おっしゃったような話もあれば、逆の立場からそうではないじゃないかという発言もあっておるわけです。そういった大変な調整を要した事項でございましたけれども、それぞれ首長さんたちも全体の状況を十分に了解されまして現在の内示をした状況で、それぞれ不満があったりしておるんです。しかし、合併というのは、そういったことを踏まえながら、全体の中で今置かれている任用の状況がどうなのかということをもう真剣に何回の議論もあってこの結果に落ち着いたところでございまして、私どもが承っている状況の中では、大変バランスのとれた、配慮がされた人事異動であったのではないかという評価を受けているというふうに聞いているところであります。

○始良中央地区合併協議会委員（山口 茂喜）

それとですねあと、そういった回答なんですけど、一つ、これ聞いたところによるとですね、部長職が国分市役所の場合は55歳以上、先ほど霧島の町長さんもですね55歳以上ということを出言の中でしましたけど、55歳以上が慣例になっているということで、それで今回も、今回の霧島市の人事でもですねその慣例を守ってやったということで、それで結果的にですね、他市町で55歳以下でですね本当にやる気があって国分の本庁まで来て部長で頑張ろうという人がですね、結局もう最初から55歳以上ということ以外されるということもちょっと承っております、聞くところによると。結局ですね私が言いたいのは、人材育成、先ほど霧島の町長さんも人材育成、人材育成と言われているんですが、人材育成を目指してですね、あと職員の意識改革、これをやっていくのにですね、どうしてその55歳以上というですね、国分市だけなのかよく分かりませんが、こういった部長職がこういったのではないと駄目ということを出言霧島市になってもやっぱり慣例としてですね今回適用したんですか。その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

私の方でお答えしていいかと思いますが、55歳という線は、年齢からきているわけではなくてですね、国分市の人事のこれまでの在り方の中で、たくさん人間の方々がおられます。55歳、幾つかの課長を経験した人が国分市の中では部長の職に就いておられる。それが結果として55歳、たくさんの同じような方々がたくさんおられるわけですが、幾つかの課を経験し、そして部長という職を経験される年代がちょうどその辺の年代になってきているということで、一定の部長職というものについてはある程度のそういった知識、経験というものも必要ではないのかということで、これも何も一つの所で決めたわけではなくて、皆さん方が協議をされ、しかもそれぞれの職員の経歴、どういうことをしてきたのかということ、首長さんたちそれぞれ経歴表もお持ちになりながら議論をしてそういう線にまず落ち着い

たところであります。なお、若い人方の人材育成というのは、同じように国分市におきましてもその年代スレスレの方もたくさんおられます。しかし、そういった方々も今後やはりいろいろな経験をされることによってあるいは部署が変わることによってそういった職を十分こなせる機会はまだまだこれから合併後もたくさんありますというようなことで、このことにつきましてもそれぞれの首長さん、もちろん総務課長会議で事前に議論をしているわけです。各市町の総務課長さんたちが今申し上げたようなことを十分に議論された上で、なおかつ首長の中でもそういった議論の結果が最も考え方として正しいのではないかという形で今回の人事異動に至っているということをご理解いただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会委員（山口 茂喜）

はい、よろしいですか。今大体話は分かりましたけど、55歳、結果としてですね周りが見る見方は、国分市がですね55歳以上ということで、今度霧島市になった時ですね、首長会を諮ったにしてもですね、55歳という慣例がですねやっぱり続いているというふうに周りの住民はこれは考えるんじゃないかなと思いますけど、その辺は会長としてはどうなんですか。やっぱり53歳とか、52歳でも優秀な人がいたら登用するという考えはなかったんでしょうか。首長会の中でそう言ったので、会長自身の考えはどうなんですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

これは首長さんたちが一番ご理解をされておられるわけです。全部横並びをしてみたときに、ほかに53とか、2とかあるポストを務められておられる方々も確かにおられましたが、経験年数、その他の所を横に並べてみたときどうなのかというのは、首長さんたちが一番その時点では判断をされたんだというふうに考えております。なお、今後はですね、当然のことです。職員のその状況は、恐らく新市において新たな首長さんも人材の適材適所、能力主義というのを一つの考え方としていくべきだということは合併協議会の中でも議論がされておりますので、そういった方向で改善すべきは改善し、そして新たな人材を登用するといったこともですね、これは別個に新たな人材登用、人材育成計画と言うんでしょうかね、そういったものをつくるなり、あるいは方針を示すなり、そういった形でですね展開がされるものというふうに思っております。

○始良中央地区合併協議会委員（山口 茂喜）

もう1点ですね、今の関係はですね、牧園町で行政改革委員会をですね2回持ちまして、合併までに、2回目が10月12日にありました。その中でですね委員の皆さんから霧島市に望むものということですね、ちょうどその時期に大体部長・課長クラスの内示も分かかった関係もあってですねそういった議論が出て、12ポスト部長があるのに、どうして国分ばっかで、隼人が3人ですか、牧園が1人、ほかはなかったのかという質問とですね、それとそういった53、55歳以上ですか、そういう年齢制限がですねどうしてあるのかということですね。これはやっぱり今、今度新しい市になってまた新しい体制が、新しく体制ができるんでしょうけど、やっぱりそういった役場とか、市役所というのはですね横並びとか、そういうことばかりしてですね、先ほど霧島の町長さんは、五十何歳でこの人は人材がいいからまた役場職員で頑張ってもらうんだというですねこういう方もいらっしゃいますけど、現実ですねやっ

ぱりこれからは望む要望としましては、牧園町の行政改革委員会の中ではですねそういった、もう横並びじゃなくて、本当に市役所の中でもこう頑張って能力のある人はですねやっぱりどんどん抜擢してですねすることがやっぱり市役所の職員の、今度は1,200名からになりますので、そういった活性化につながるんじゃないかなということで、今後もですねそのことは、やっぱり難しい部分もあるかもしれませんが、念頭に置いてやっていただきたいということがですね牧園町の第2回目ですね要望として行革ですね話が上がりましたので、それもこの要望としてですねちょっとご報告しておきます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

一つだけ付け加えさせていただきますけれども、ただいまお話のあったような内容というのは、それぞれの各町におきまして、市におきましてですね十分に議論をしてこの段階の結果に至っているんだということだけのご理解をいただきたいと思います。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようでございますので、会議次第の6に入ります。霧島市長職務執行者の就任が決定しておりますが、津田和隼人町長さんの方からごあいさつをいただきたいと思います。

○隼人町長（津田和 操）

ただいま会長の許可をいただきましたので、皆様方にご報告とお願いを申し上げたいと思います。不肖私が今回の霧島市の職務執行者ということで首長会でいろいろ推薦をいただきまして就任をさせていただくことになりました。これも、ご承知のとおり、この合併も、先ほどから何回となく報告がございますように、長い間、本日まで41回という回数を重ねているんなことを協議をいただいて、そして来る11月の7日に向かって万全を期した合併協議会であったんじゃないかというふうに私自身は考えております。そういうことで当協議会におきまして、いろいろ今ございましたように、その間いろんな問題もたくさんございました。しかし、最終的にはみんなの理解をいただきましてこういうゴールインすることができたわけです。そういうことで、不肖私もそういう人材でも、人間でもありませんが、皆様方のご協力をいただきまして、7日から27日までですか、約20日間職務執行者として皆様方に了解をいただきまして務めさせていただきたいという覚悟をいたしております。どうかひとつ、いろんなこともあるかと思いますが、本席の委員の皆様方と各町村の議会議員の方々、そして町民、市民の方々もご理解をいただいて一生懸命その間務めていきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いをいたしてあいさつにさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。津田和町長さんには市長職務執行者として新市のスタートを切っていただくこととなりますが、新市・霧島のためにご尽力いただきますようよろしくお願いをいたします。以上をもちまして本日の議長の役目を終わらせていただきますが、閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。本日は合併協議会最後の会議となります。冒頭のごあいさつの中でも申し上げたとおりでございますが、2年7か月の長期にわたりまして実に41回にもわたる会議を開催させていただ

きました。この間いろいろ紆余曲折もございましたが、委員の皆様方には本当に熱心なご協議とご協力を賜りまして誠にありがとうございました。衷心より厚く御礼を申し上げたいと思います。また、合併協議会長といたしましても同様に幾多のお力添えをいただきました。おかげさまで何とか会長の職責を果たすことができたのではないかと考えております。併せまして深くお礼を申し上げます。なお、この会場のちょうど後ろの方、正面の方、私の方から反対の方に合併事務局協議会の職員の方々が立っております。短い期間、そして集中した仕事、慣れないお互いの町から出てきた方々で一致団結して我々の委員会の運営に携わっていただきました。本当に皆さん方のおかげだったと考えております。心からこのことに対しましても皆さんと共に、委員の皆さんと共に厚く御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。（拍手）

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これをもちまして第41回始良中央地区合併協議会を閉会いたします。

「閉会 午後 5時25分」